

山口県報

目 次

漁管委告示

漁業法第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定による指示



山口県内水面漁場管理委員会告示第12号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年六月二十一日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 高石敏男

一 指示の内容

「イヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、河内川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面においては、こい(まごい及びにしきこい)をいう。」を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

平成十九年六月二十一日から平成二十年六月二十一日まで

平成19年
6月22日
(金曜日)

平成十九年六月二十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)